平成２７年（フ）第１７４号
松江市比津町90－６
破産者　株式会社ワクワーク
１　決定年月日　平成28年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字浜崎91番地
破産者　さきがけ製菓株式会社
１　決定年月日　平成28年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３８号
香川県観音寺市観音寺町甲716番地１
破産者　タオカニット株式会社
１　決定年月日　平成28年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１９３号
北九州市八幡西区茶売町２番11号
破産者　株式会社シンテック
１　決定年月日　平成28年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５５１号
北九州市八幡西区楠橋西３丁目６番７号
破産者　松正建設工業株式会社
１　決定年月日　平成28年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７２６号
福岡県大野城市横峰２丁目17番28号
破産者　大石　有香
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７５号
福岡市城南区友丘１丁目12番32―203号
破産者　山方　一道
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５号
愛媛県松山市東石井６丁目９番29号ファミーユ203号、前住所福岡市西区下山門１丁目20番６号
破産者　田村　　実
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１１号
福岡市西区大字千里488番地１
破産者　高杉　千尋（旧姓川邉）
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５７号
福岡市早良区原６丁目７番18号
破産者　宗　　徹也
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５８号
福岡市早良区原６丁目７番18号
破産者　宗　　直子
１　決定年月日　平成28年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２３号
福岡市西区大字千里441番地17
破産者　池崎　誠次
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５２号
福岡県古賀市久保1309番地１　さや団地１棟704号
破産者　栗山三千代
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３８号
福岡県朝倉市来春199番地３　ユーコーポ201号、前住所福岡県朝倉市頓田403番地２
破産者　ＳＯＮＫＹＵＮＧＨＥＥ　孫　　庚希
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９００号
福岡県糸島市八島219番地、前住所さいたま市大宮区大成町３丁目287番地７　モンシャトー大成Ｃ―103
破産者　浦　　龍昭
１　決定年月日　平成28年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５０２号
長崎県大村市宮小路１丁目522番地３　ルミエール宮小路Ａ棟、前住所福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目８番20号　カーサクレアールⅡＢ202号
破産者　瓦田美千代（旧姓小牧）
１　決定年月日　平成28年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９３号
福岡市西区周船寺２丁目６番９―203号、前住所宮崎県延岡市構口町２丁目106番地14
破産者　平田　桃子
１　決定年月日　平成28年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３１号
福岡市博多区博多駅南５丁目８番３―202号、前住所福岡市南区長丘２丁目27番41号
破産者　安川　正人
１　決定年月日　平成28年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地１（３―502号）
破産者　福山　京二
１　決定年月日　平成28年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日